

保育分野の現状と取組について

厚生労働省

待機児童の解消に向けた取組の状況について

(平成29年9月1日公表)

【保育の受け皿拡大の状況】

各自治体の保育拡大量の見直しにより、平成25年度から29年度末までの5年間では、約52.3万人分の拡大を見込んでおり、昨年公表した数値（約48.3万人分）を約4万人分上回る見込み。

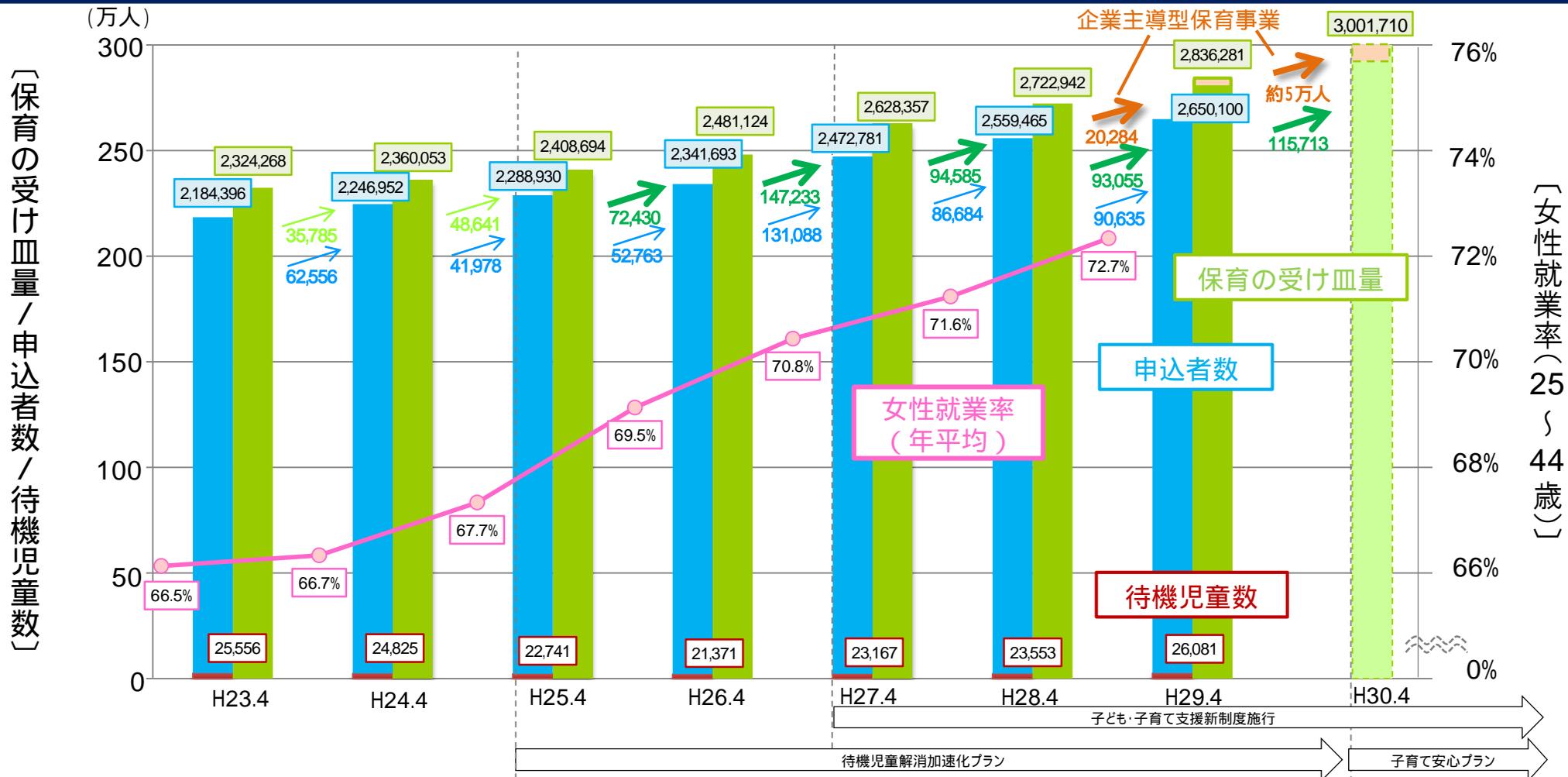
さらに、企業主導型保育事業（平成28年度から実施）の受け皿拡大量を約5万人分から約7万人分に上積みした結果を合わせると、平成25年度から29年度末までの5年間で約59.3万人分が拡大できる見込み。

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

平成28年度における保育の受け皿拡大量は約11.3万人（企業主導型保育事業を含む。）

一方、女性就業率（25歳～44歳）は年々上昇し、それに伴い申込者数も年々増加。平成29年4月時点の申込者数は、約265万人で、昨年度と比較して増加（約9.1万人増）。

平成29年4月時点の待機児童数は、26,081人。



待機児童の解消に向けた取組状況

保育拡大量の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
市町村拡大量	72,430人	147,233人	94,585人	93,055人	115,713人	523,016人
企業主導型 保育拡大量	-	-	-	20,284人	約50,000人	約70,000人
	(計 219,663人)		(計 303,353人 + 約7万人)			約59.3万人

H25～28年度4か年計 **427,587人**
うち、市町村拡大分 **407,303人**

* 平成29年度の保育拡大量は、平成29年4月28日時点で把握した各市区町村及び企業主導型保育事業における実績見込み。

平成28年度の保育拡大量

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
10,376	85,969	5,420	13	15,673	148	2,464	130	2,925	3,165	93,055	20,284	113,339

* 「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

* 「企業主導型保育事業」については、平成29年3月30日時点における平成28年度の保育拡大量見込み。

平成29年4月1日の保育の受け入れ枠

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
2,238,340	359,423	31,936	3,210	57,293	4,256	8,734	163	42,137	70,505	2,815,997	20,284	2,836,281

* 「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

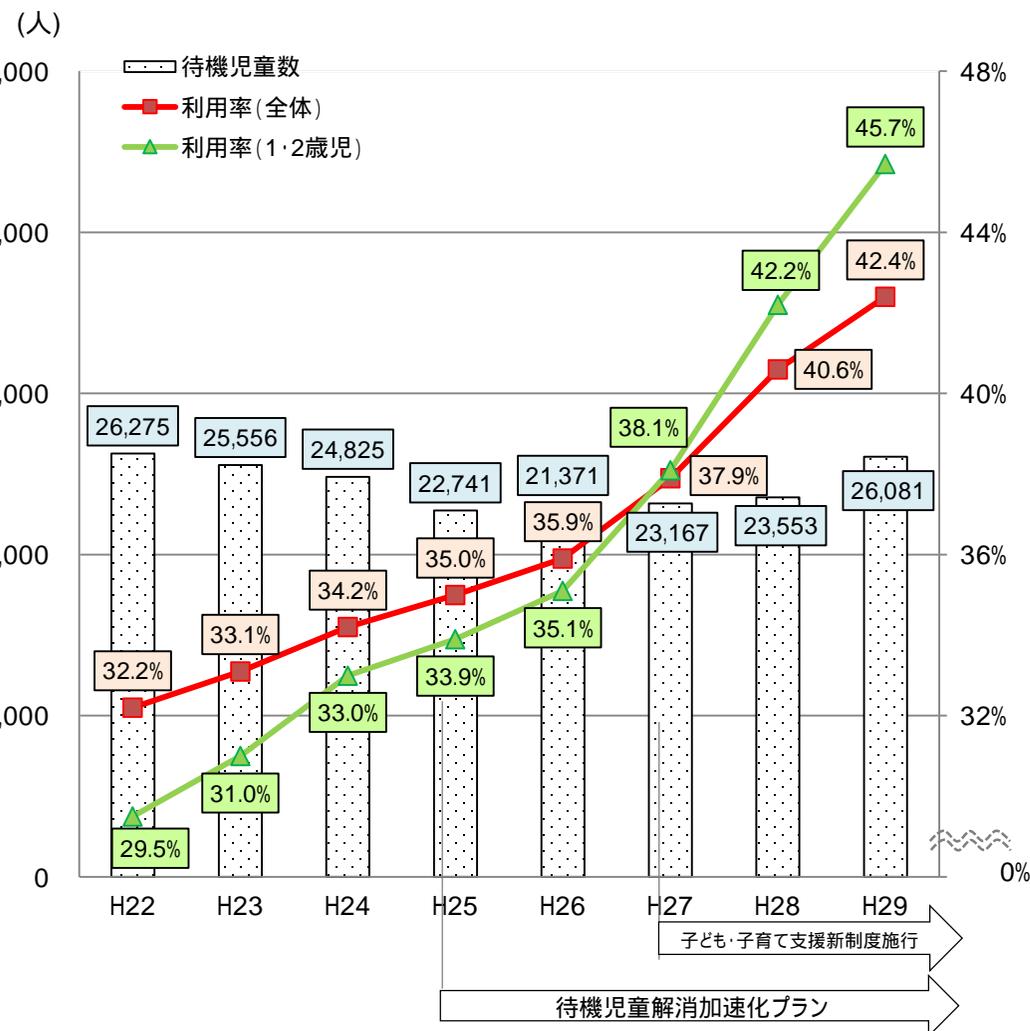
* 「企業主導型保育事業」については、平成29年3月30日時点における平成29年4月1日の保育の受け入れ枠見込み。

待機児童の状況（年齢別）

保育利用率（利用児童数 / 就学前児童数）は年々上昇しており、特に1・2歳児の利用率は42.2%からこの1年間で3.5ポイント上昇し、平成29年4月1日時点の保育利用率は45.7%となっている。

一方で、待機児童も1・2歳児に多く、全体の71.7%を占めており、今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取組を進めていく。

待機児童数及び保育利用率の推移



年齢別待機児童数、利用児童数

	29年待機児童	29年利用児童	就学前児童数
低年齢児(0~2歳)	23,114人 (88.6%)	1,031,486人 (40.5%)	2,936,000人
うち0歳児	4,402人 (16.9%)	146,972人 (5.8%)	1,002,000人
うち1・2歳児	18,712人 (71.7%)	884,514人 (34.7%)	1,934,000人
3歳以上児	2,967人 (11.4%)	1,515,183人 (59.5%)	3,073,000人
全年齢児計	26,081人 (100.0%)	2,546,669人 (100.0%)	6,009,000人

待機児童の状況（地域別）

待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,321）においてゼロ。

待機児童は都市部（*）に多く見られる状況にあり、全体の72.1%（待機児童数18,799人）を占めている。

（*都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他指定都市・中核市）

待機児童数が100人以上増減した自治体の傾向をみると、自治体の保育の受け皿整備の取組状況が待機児童の改善に表れている。

待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体

1. 待機児童数が100人以上減少した市区

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員 増加数 (H28.4.1 H29.4.1)	申込者 増加数 (H28.4.1 H29.4.1)	利用定員増 加数－申込 者増加数
			H29.4.1	H28.4.1	減少数			
1	沖縄県	那覇市	200人	559人	359人	1,673人	901人	772人
2	東京都	世田谷区	861人	1,198人	337人	1,976人	1,033人	943人
3	東京都	北区	82人	232人	150人	816人	512人	304人
4	東京都	板橋区	231人	376人	145人	1,390人	964人	426人
5	千葉県	船橋市	81人	203人	122人	1,118人	632人	486人
6	東京都	練馬区	48人	166人	118人	946人	846人	100人
7	沖縄県	石垣市	31人	147人	116人	251人	58人	193人
8	東京都	杉並区	29人	136人	107人	2,084人	999人	1,085人
9	大阪府	吹田市	124人	230人	106人	505人	391人	114人
10	東京都	豊島区	0人	105人	105人	705人	489人	216人

2. 待機児童数が100人以上増加した市区

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員 増加数 (H28.4.1 H29.4.1)	申込者 増加数 (H28.4.1 H29.4.1)	利用定員増 加数－申込 者増加数
			H29.4.1	H28.4.1	増加数			
1	東京都	大田区	572人	229人	343人	717人	880人	163人
2	東京都	目黒区	617人	299人	318人	441人	573人	132人
3	千葉県	習志野市	338人	70人	268人	58人	344人	286人
4	兵庫県	明石市	547人	295人	252人	786人	957人	171人
5	沖縄県	うるま市	333人	131人	202人	469人	375人	94人
6	京都府	京田辺市	140人	0人	140人	0人	88人	88人
7	兵庫県	西宮市	323人	183人	140人	146人	300人	154人
8	福岡県	大野城市	227人	91人	136人	0人	155人	155人
9	岡山県	岡山市	849人	729人	120人	813人	779人	34人
10	東京都	中野区	375人	257人	118人	281人	697人	416人
11	大分県	大分市	463人	350人	113人	440人	477人	37人
12	鹿児島県	鹿児島市	252人	151人	101人	510人	324人	186人
13	東京都	港区	164人	64人	100人	252人	1,895人	1,643人

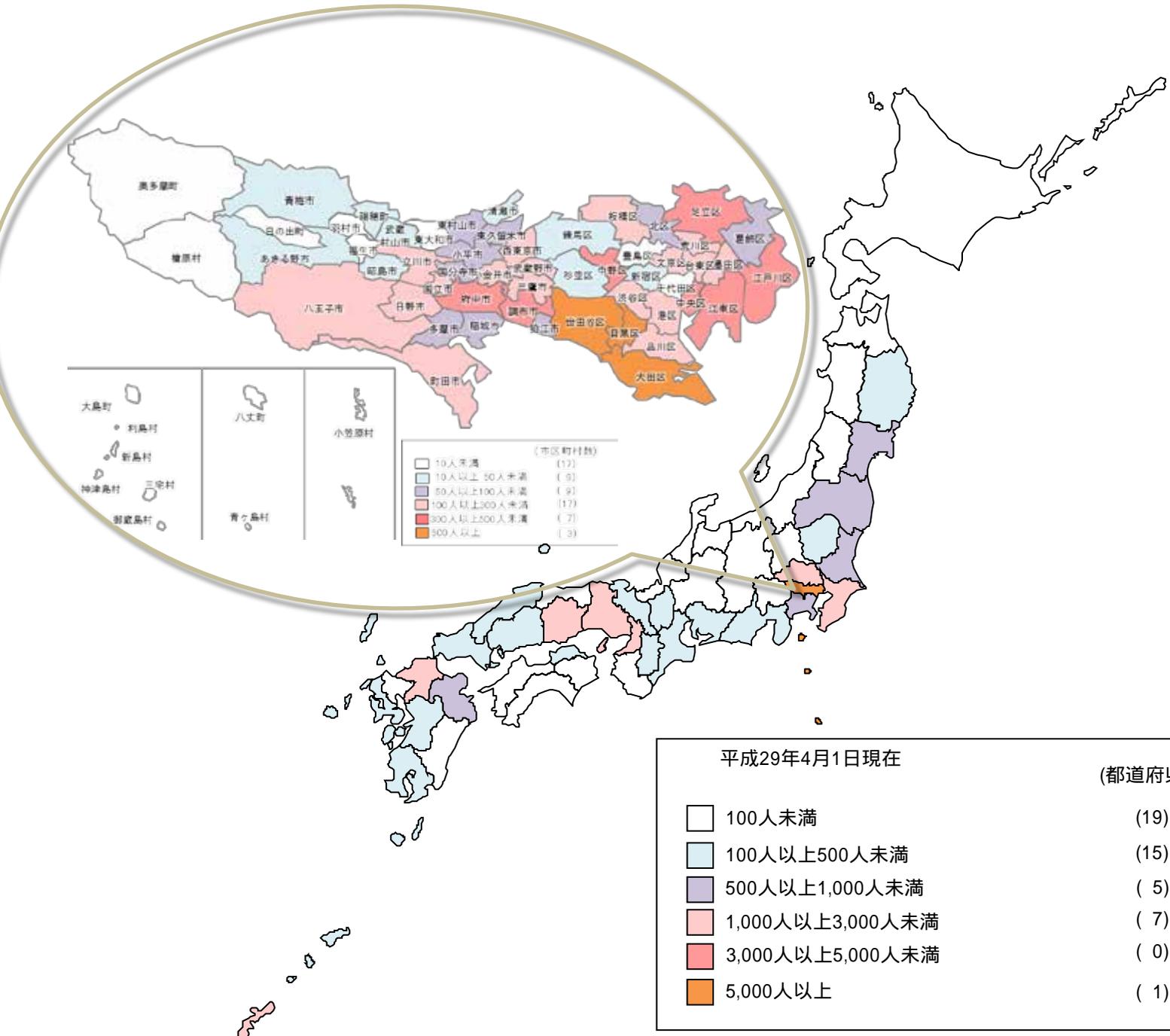
待機児童数が200人以上の地方自治体

	都道府県	市区町村	平成29年4月 待機児童数
1	東京都	世田谷区	861人
2	岡山県	岡山市	849人
3	東京都	目黒区	617人
4	千葉県	市川市	576人
5	東京都	大田区	572人
6	兵庫県	明石市	547人
7	大分県	大分市	463人
8	沖縄県	沖縄市	440人
9	東京都	江戸川区	420人
10	東京都	府中市	383人
11	東京都	中野区	375人
12	東京都	足立区	374人
13	千葉県	習志野市	338人
14	沖縄県	うるま市	333人
15	大阪府	大阪市	325人
16	東京都	中央区	324人
17	兵庫県	西宮市	323人
18	東京都	江東区	322人
19	東京都	調布市	312人
20	東京都	三鷹市	270人
21	東京都	渋谷区	266人
22	鹿児島県	鹿児島市	252人
23	東京都	日野市	252人
24	沖縄県	浦添市	236人
25	宮城県	仙台市	232人
26	東京都	板橋区	231人
27	東京都	町田市	229人
28	福岡県	大野城市	227人
29	東京都	台東区	227人
30	香川県	高松市	224人
31	福島県	福島市	223人
32	東京都	品川区	219人
33	沖縄県	那覇市	200人

待機児童数が増加した主な要因（100人以上増加した自治体）

	都道府県	市区町村	主な要因		都道府県	市区町村	主な要因
1	東京都	大田区	・マンション建設等に伴う就学前人口の増加及び保育ニーズの増加による申込増 ・待機児童の取扱いの見直し(育児休業中の者)	8	福岡県	大野城市	・共働き世帯の増加による申込増
2	東京都	目黒区	・就学前人口の増加及び保育ニーズの増加による申込増 ・待機児童の取扱いの見直し(育児休業中の者、特定の保育園等のみ希望する者)	9	岡山県	岡山市	・施設整備に伴う潜在的な保育ニーズの掘り起こしや、保育料軽減の拡充など子育て施策の推進に伴う申込増
3	千葉県	習志野市	・再開発地域を中心とした就学前人口の増加に伴う申込増 ・保育士の補充が間に合わなかったことによる受入減 ・建設工程の変更に伴う工期変更による開園延期	10	東京都	中野区	・就学前人口の増加による申込増 ・保育園等の開設に適した土地・物件等の確保が困難なことによる受け皿整備の遅れ ・待機児童の取扱いの見直し(育児休業中の者)
4	兵庫県	明石市	・保育料軽減の拡充など子育て施策の推進に伴う子育て世帯の転入増や出生数の回復が予想を大幅に上回ったことによる受け皿拡大量(過去最大)以上の申込増	11	大分県	大分市	・共働き世帯の増加や施設整備に伴う潜在的な保育ニーズの掘り起こしによる申込増
5	沖縄県	うるま市	・施設整備に伴う潜在的な保育ニーズの掘り起こしなどによる申込増 ・保育園等の開設に適した土地・物件等の確保が困難なことによる受け皿整備の遅れ ・待機児童の取扱いの見直し(特定の保育園等のみ希望する者)	12	鹿児島県	鹿児島市	・共働き世帯の増加などによる申込増 ・保育士の補充が間に合わなかったことによる受入減
6	京都府	京田辺市	・保育士の契約更新が予定どおりに進まず、新規雇用も必要数に届かなかったことによる受入減	13	東京都	港区	・大規模開発等に伴う局地的な就学前人口の増加による申込増
7	兵庫県	西宮市	・共働き世帯の増加などに伴う申込増 ・保育園等の開設に適した土地・物件等の確保が困難なことによる受け皿整備の遅れ				

(参考)平成29年4月1日 全国待機児童マップ(都道府県別)



都道府県	待機児童数	人
北海道	65	
青森県	0	
岩手県	178	
宮城県	790	
秋田県	41	
山形県	67	
福島県	616	
茨城県	516	
栃木県	131	
群馬県	2	
埼玉県	1,258	
千葉県	1,787	
東京都	8,586	
神奈川県	756	
新潟県	2	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	0	
長野県	0	
岐阜県	2	
静岡県	456	
愛知県	185	
三重県	100	
滋賀県	356	
京都府	227	
大阪府	1,190	
兵庫県	1,572	
奈良県	287	
和歌山県	29	
鳥取県	0	
島根県	119	
岡山県	1,048	
広島県	186	
山口県	100	
徳島県	94	
香川県	227	
愛媛県	97	
高知県	73	
福岡県	1,297	
佐賀県	34	
長崎県	190	
熊本県	275	
大分県	505	
宮崎県	36	
鹿児島県	354	
沖縄県	2,247	
計	26,081	

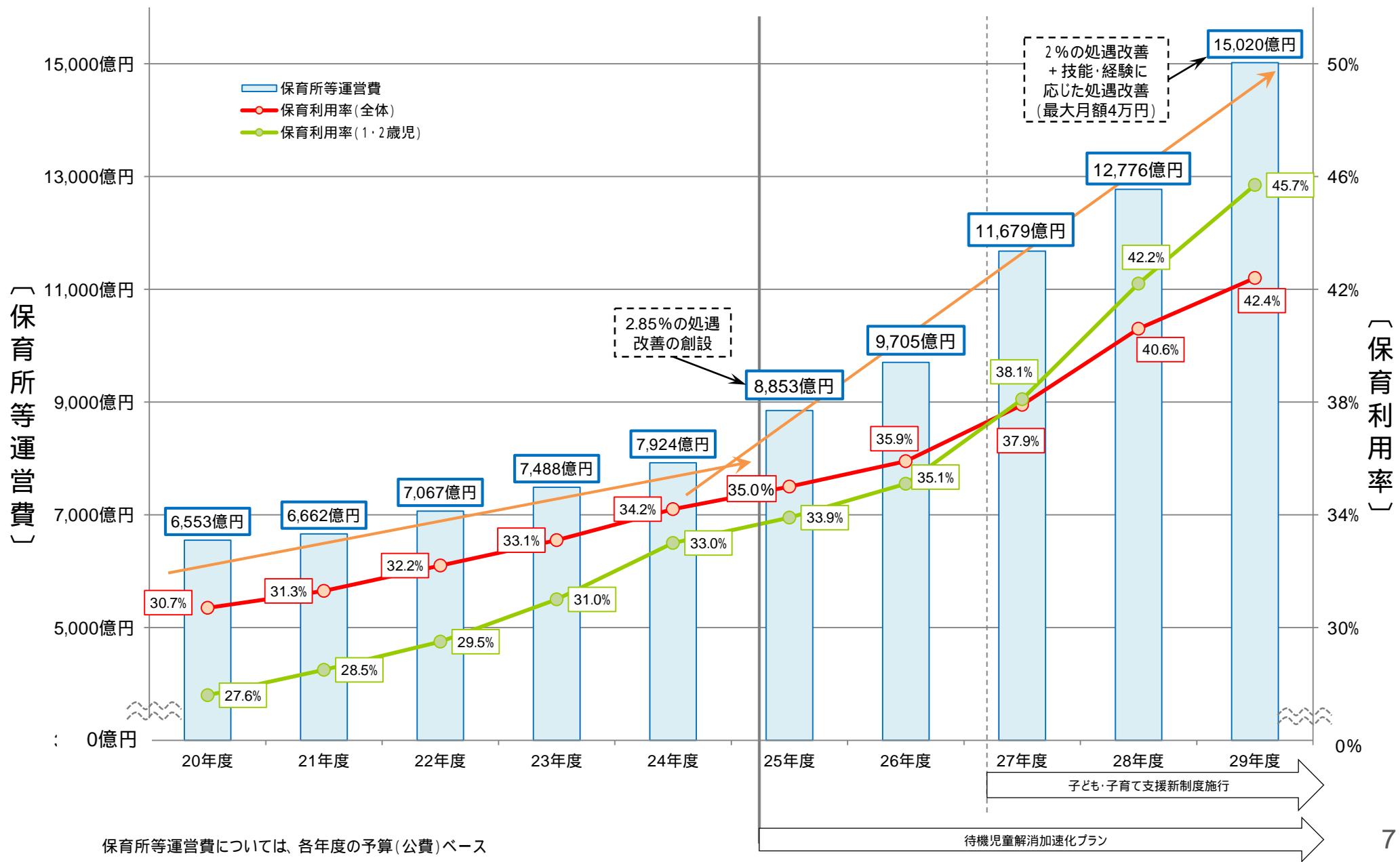
平成29年4月1日現在 (都道府県数)

100人未満	(19)
100人以上500人未満	(15)
500人以上1,000人未満	(5)
1,000人以上3,000人未満	(7)
3,000人以上5,000人未満	(0)
5,000人以上	(1)

注:各都道府県には指定都市・中核市を含む。

(参考) 保育所等の運営に要する費用の推移

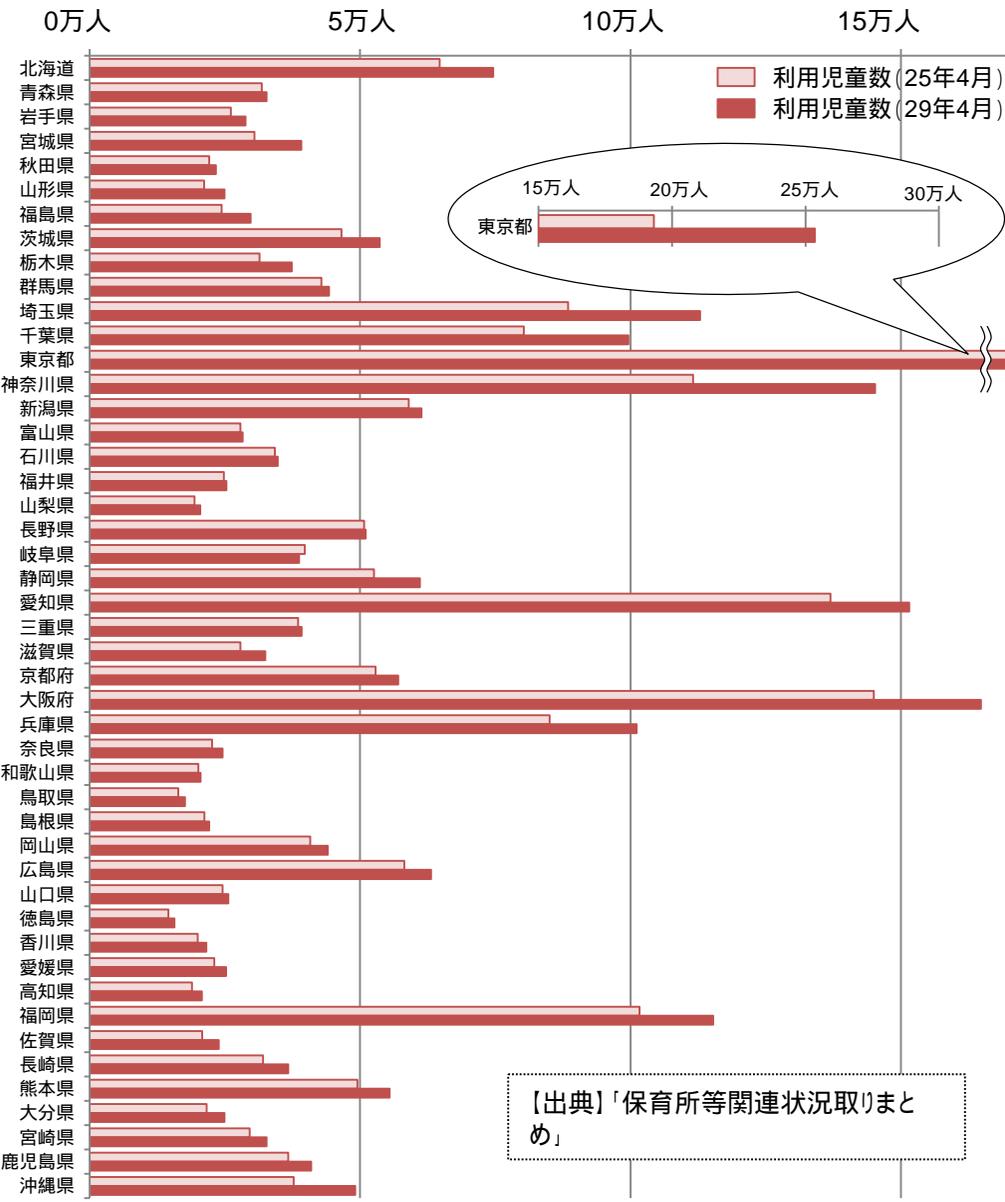
平成29年度の保育所等の運営に要する費用については、保育利用率（特に1・2歳児）の増加や保育士等の処遇改善をはじめとした「質の向上」の取り組みにより、「待機児童解消加速化プラン」策定前の平成24年度と比較し、約2倍に増加。



(参考) 都道府県別の利用児童数及び保育所等の運営に要する費用(試算)の推移

「待機児童解消加速化プラン」の期間において、利用児童数は都市部だけではなく、全国的に増加。それに伴い、保育所等の運営に要する費用についても全国的に増加。

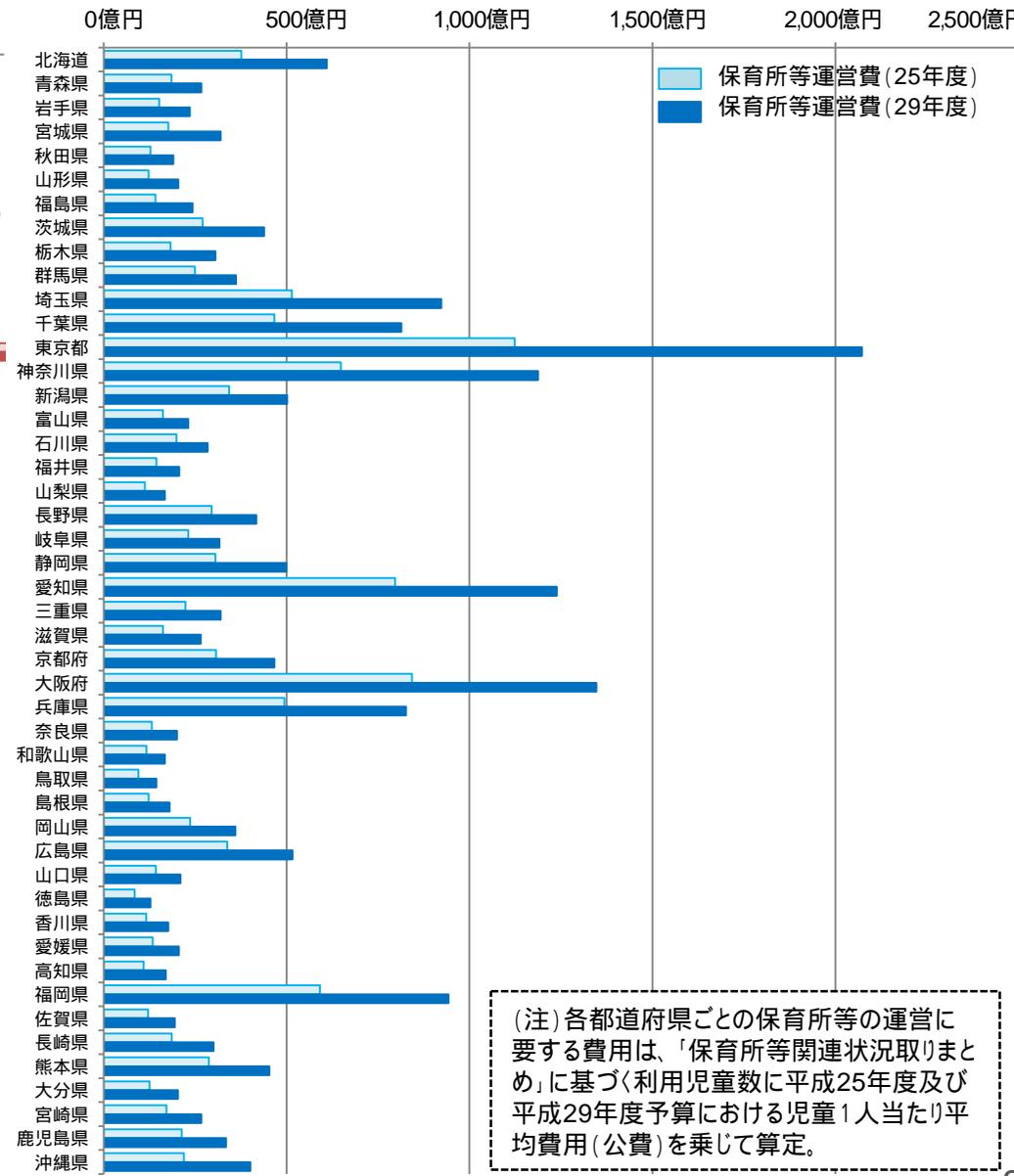
【利用児童数の推移(25年4月-29年4月)】



東京都
15万人 20万人 25万人 30万人

【出典】「保育所等関連状況取りまとめ」

【保育所等の運営に要する費用(試算)の推移(25-29年度)】



(注) 各都道府県ごとの保育所等の運営に要する費用は、「保育所等関連状況取りまとめ」に基づく利用児童数に平成25年度及び平成29年度予算における児童1人当たり平均費用(公費)を乗じて算定。

待機児童解消加速化プラン

平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み（**40万人分** → **50万人分**）。

各自治体の取組により、平成29年度までの5年間で合計**約52.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約7万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

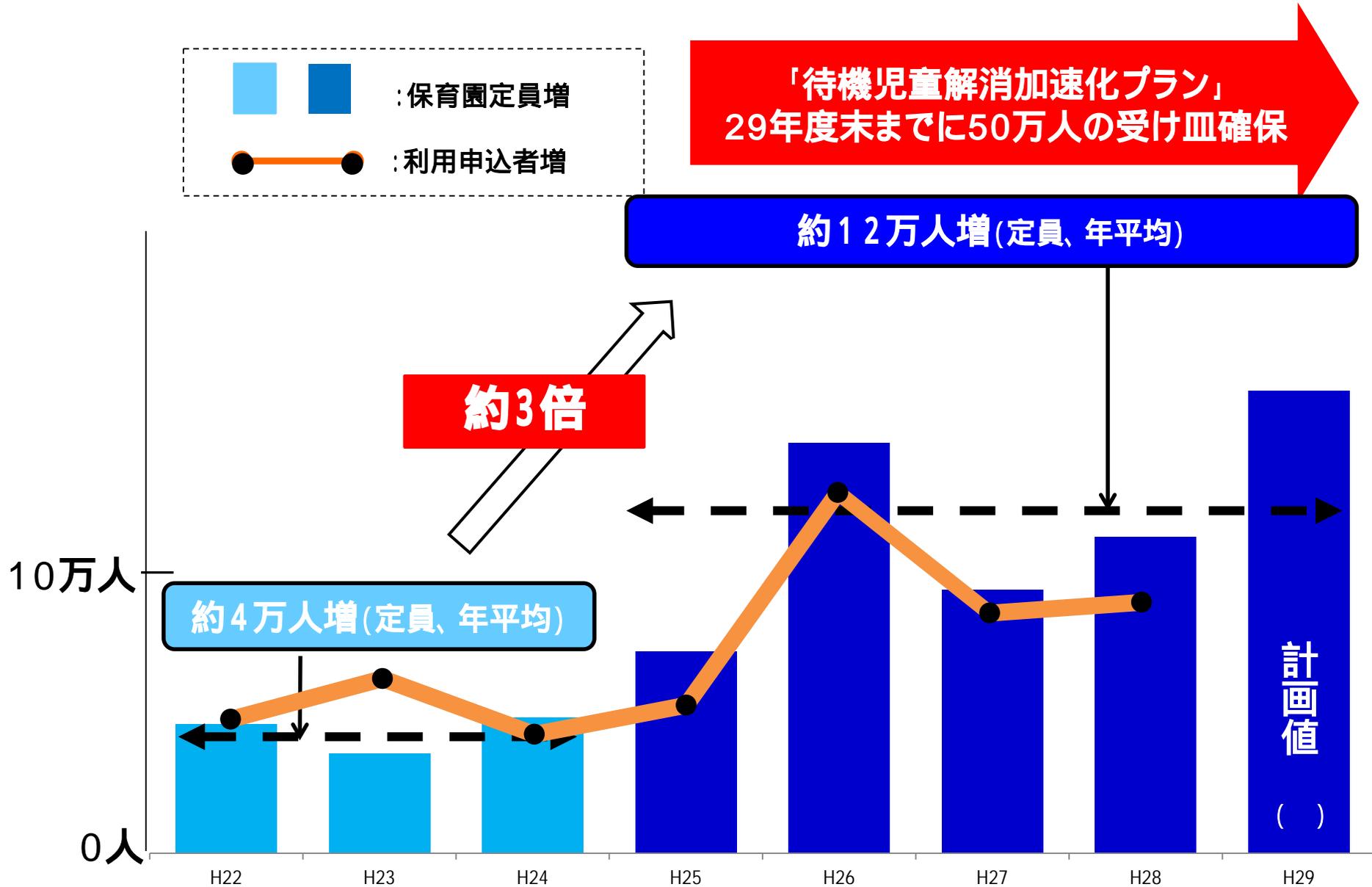
平成25年度から平成29年度までの受け皿整備状況(平成29年4月1日時点)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
市町村拡大量	72,430人	147,233人	94,585人	93,055人	115,713人	523,016人
企業主導型 保育拡大量	-	-	-	20,284人	約50,000人	約70,000人
	(計 219,663人)		(計 303,353人 + 約7万人)			約59.3万人

< 待機児童解消加速化プランの全体像 >



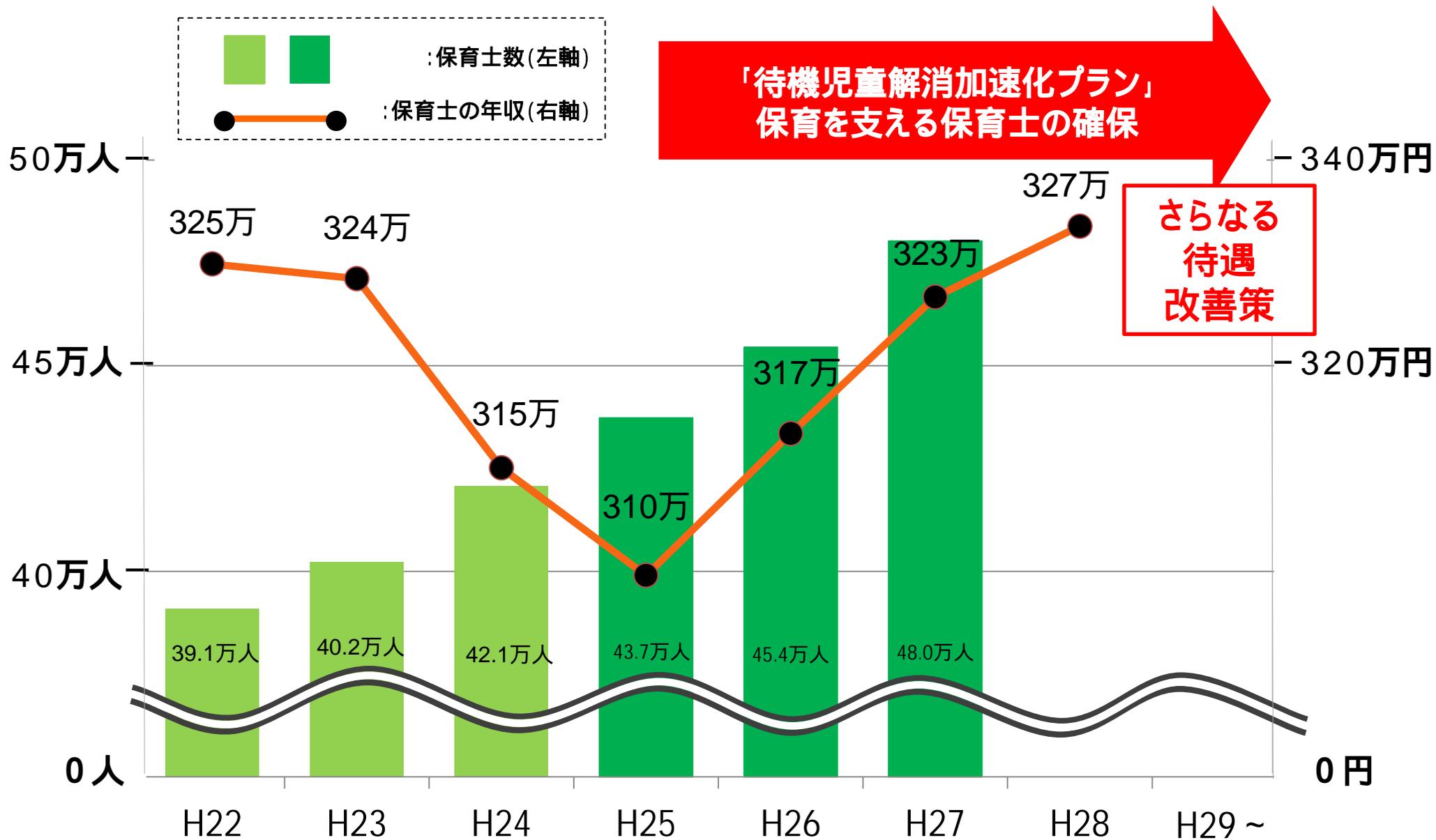
「保育園の定員」と「利用申込者」の増加数



保育園の定員は年度単位 (H28・29は企業主導型保育分約7万人を含む)、利用申込者は4月1日時点
「保育園」とは、保育園以外にも、認定こども園、小規模保育事業等を含む

各自治体の保育拡大量の見直しにより、平成25～29年度までの5年間の受け皿拡大量の合計は、約59万人分に拡大する見込み。

「保育士数」と「保育士の年収」の推移

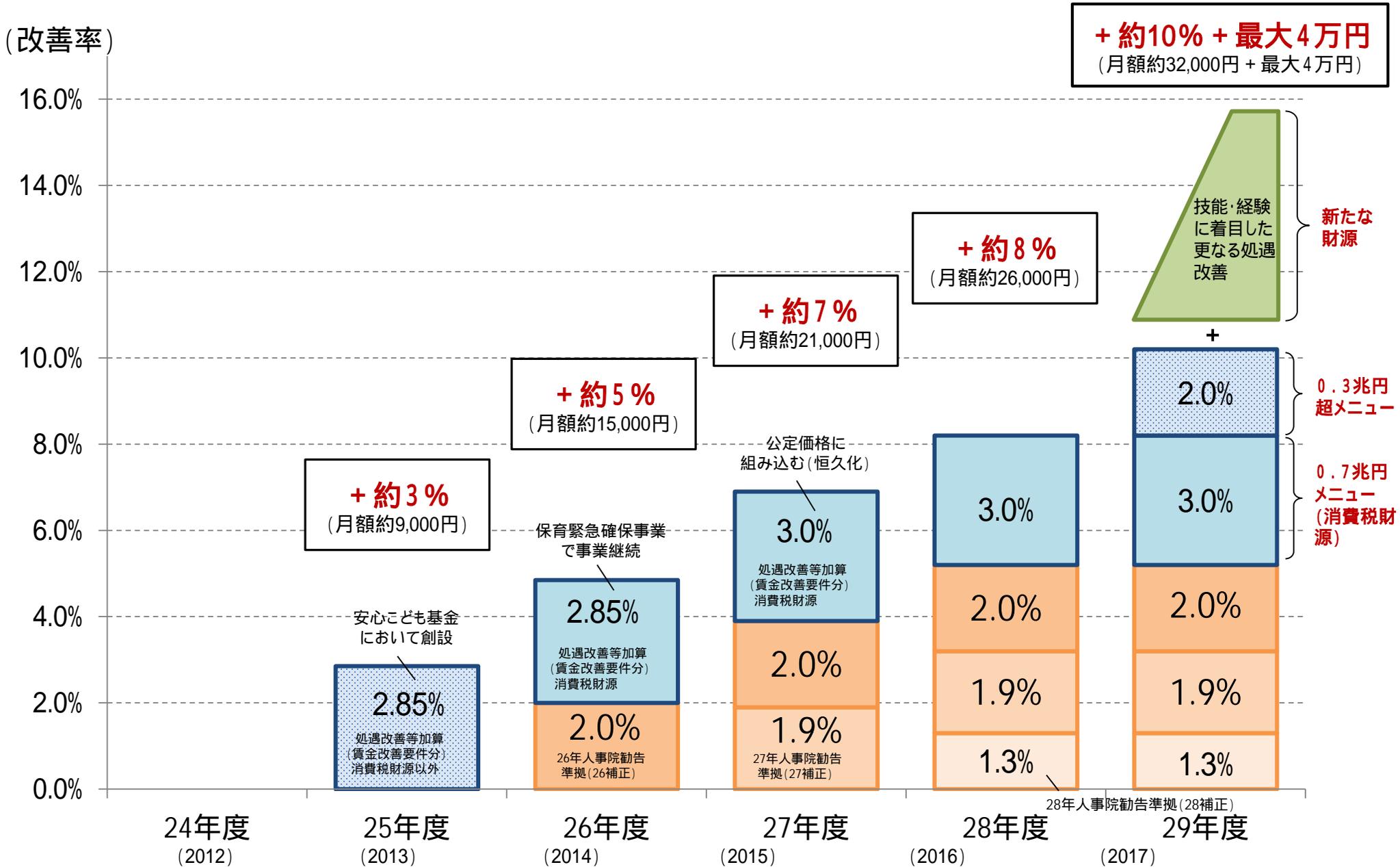


「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」による、各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(実数)

「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における6月の月収と前年の賞与から推計

平成27年は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業所における保育従事者及び家庭的保育者のうち、保育士資格保有者の数を含む。

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
各年度の月額給与と改善額は、予算上の常勤保育士の給与改善額

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

所要額 約1,100億円(公費)

幼稚園、認定こども園等のほか、児童養護施設等
や放課後児童クラブの職員への処遇改善を含む。

新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築



新 キャリアアップ研修の創設

以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

乳児保育 幼児教育
障害児保育 食育・アレルギー
保健衛生・安全対策
保護者支援・子育て支援
保育実践 マネジメント

研修の実施主体: 都道府県等

研修修了の効力: 全国で有効

研修修了者が離職後再就職
する場合: 以前の研修修了の
効力は引き続き有効

新 副主任保育士

ライン職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野
の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

新 専門リーダー

スタッフ職

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記 ~)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー としての発令
乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
同一分野について複数の職員に発令することも可能

園長

<平均勤続年数24年>

主任保育士

<平均勤続年数21年>

保育士等

<平均勤続年数8年>

月額4万円の処遇改善
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

月額5千円の処遇改善
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

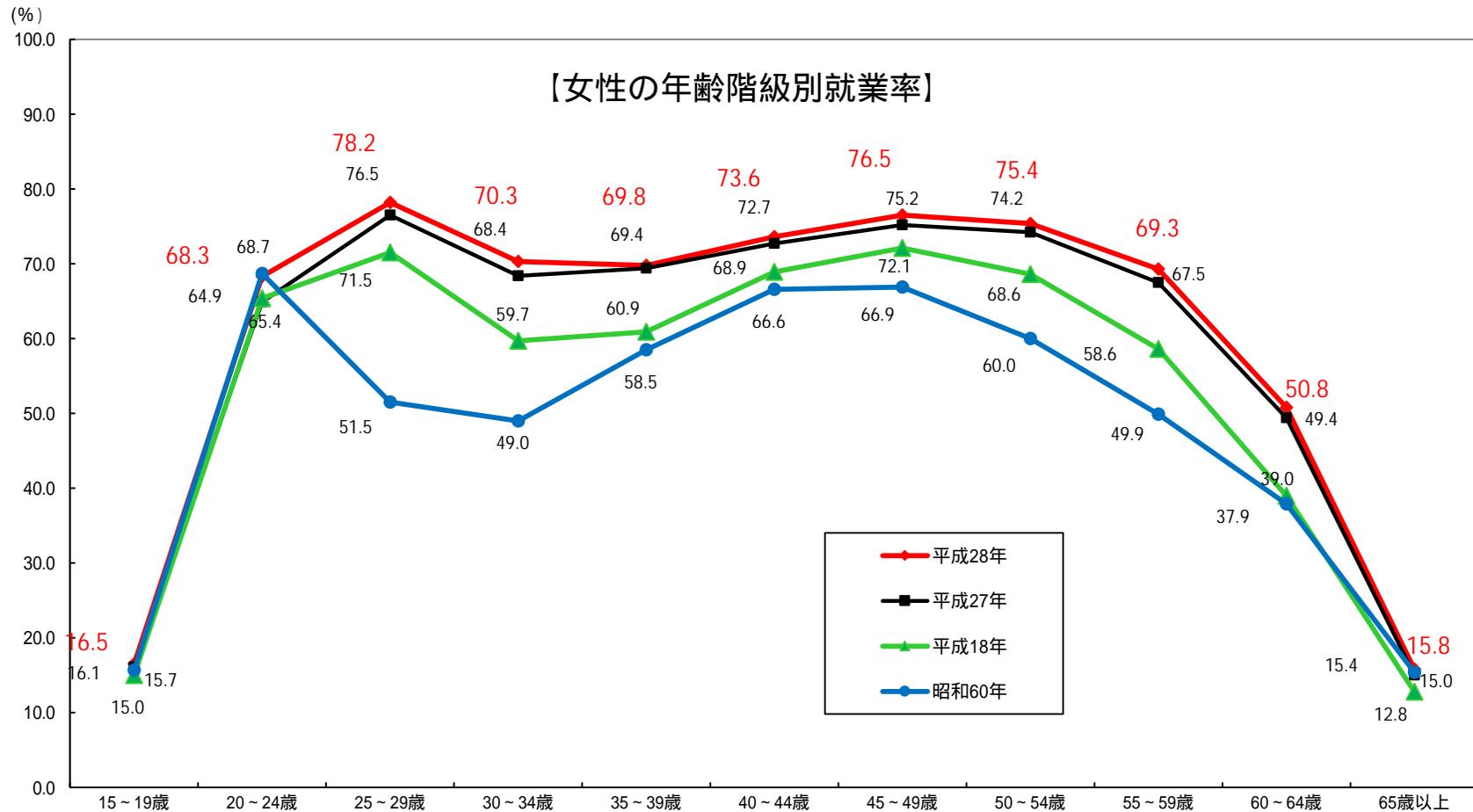
上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

女性の年齢階級別就業率

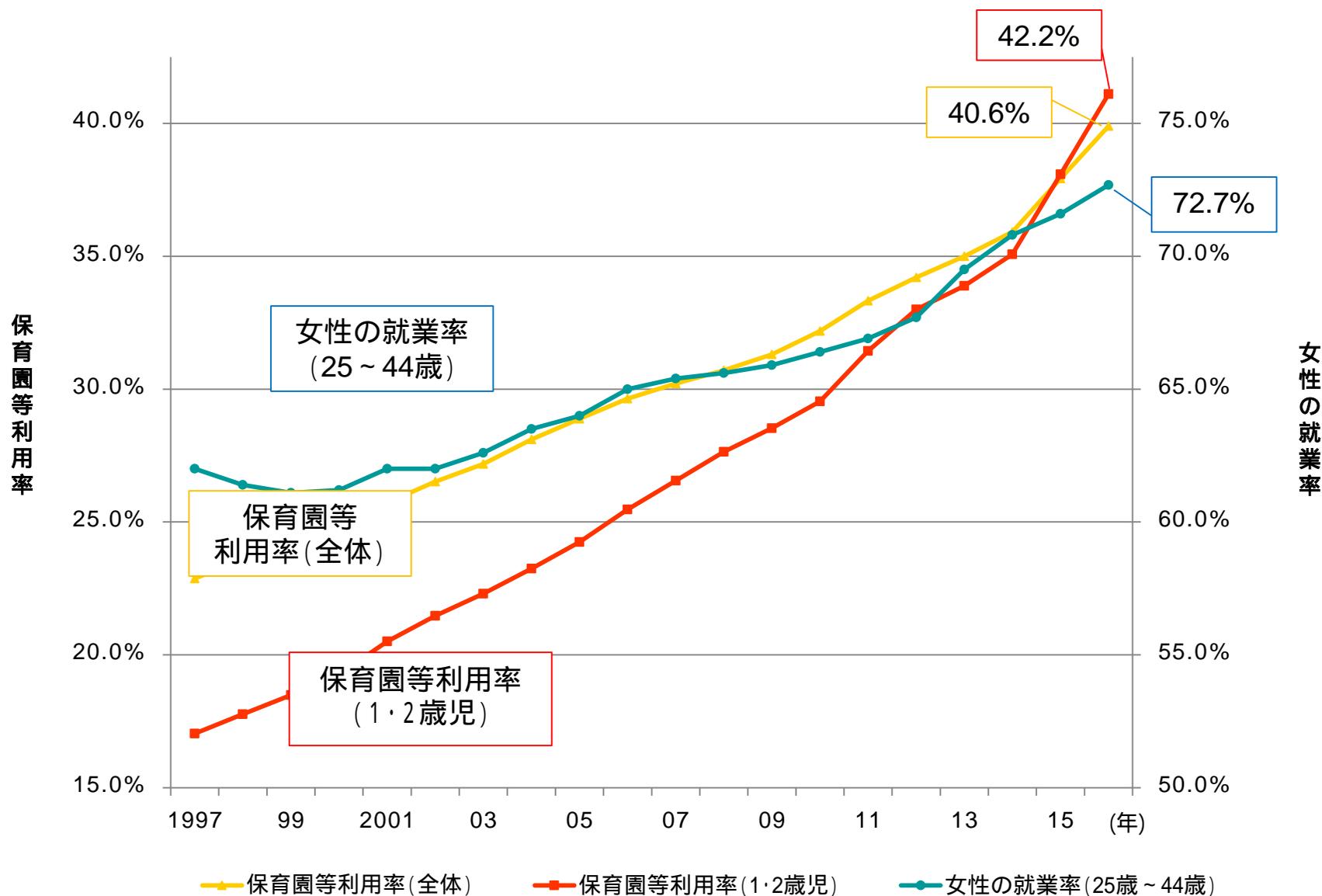
女性の年齢階級別就業率はいわゆる「M字」カーブとなっているが、「M字」の底を中心に、女性の就業率は大きく上昇している。



資料出所：総務省「労働力調査」

女性就業率(25～44歳)と保育園等の利用率の推移

女性の就業率(25～44歳)と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。



出典:女性の就業率 : 総務省「労働力調査」

2011年は東日本大震災の影響により、全国結果ではなく、岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。
 保育園等利用率 : 厚生労働省調べ

「子育て安心プラン」

【待機児童を解消】

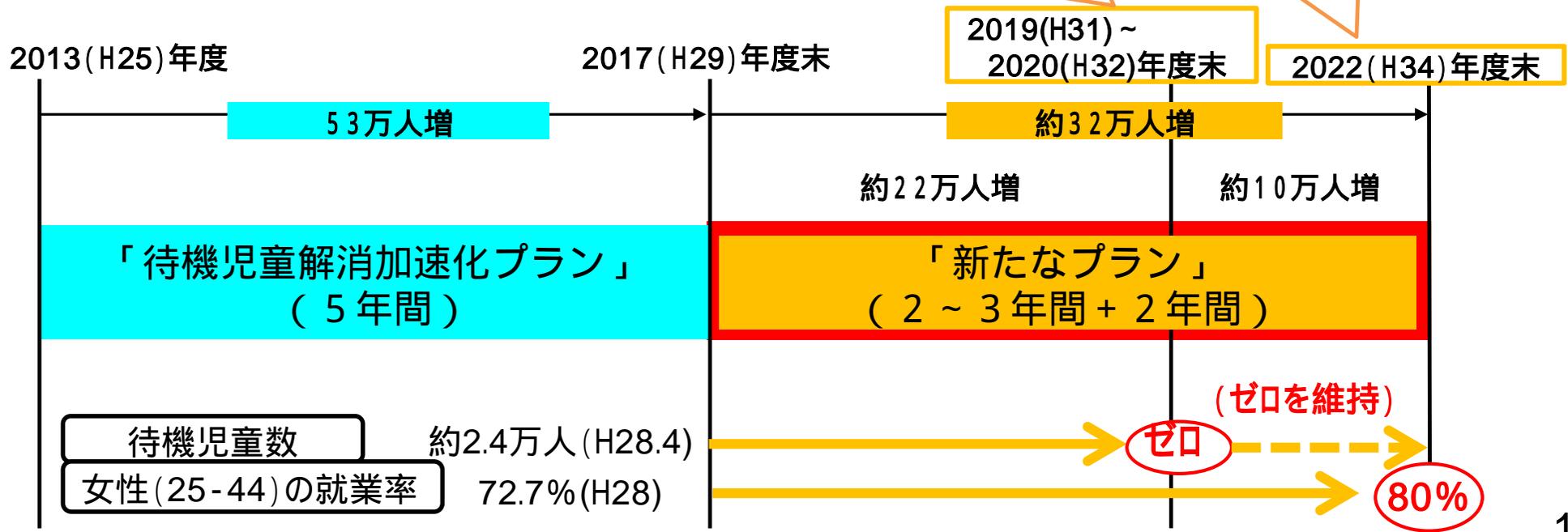
国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保。**
 (遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。
 (参考)スウェーデンの女性就業率: 82.5% (2013)

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保
 (遅くとも3年間で待機児童解消)

5年間で女性就業率80%
 「M字カーブ」解消



(参考)「子育て安心プラン」の支援施策のポイント

待機児童が解消困難な要因

1、2歳児の待機児童が7割超

待機児童	H25年度	H28年度
合計	22,741人 (100%)	23,553人 (100%)
0歳児	3,035人 (13.3%)	3,688人 (15.7%)
1、2歳児	15,621人 (68.7%)	16,758人 (71.1%)
3歳児以上	4,085人 (18.0%)	3,107人 (13.2%)

女性就業率、保育申込者数、1、2歳児の保育利用率は、加速化プラン前と比べ、約2倍の伸び

	加速化プラン前	加速化プラン後
女性就業率	+0.6ポイント/年	+1.25ポイント/年
保育申込者数	+4.8万人/年	+9.0万人/年
1、2歳児保育利用率	+1.4ポイント/年	+2.7ポイント/年

待機児童は「都市部」に多い

・東京23区の待機児童割合(待機児童数/申込者数)は高い(東京23区 **3.14%** その他の市町村 0.75%(H28))

- ・都市部における**土地の確保が困難**(目黒区、渋谷区、中野区等)
- ・**大規模マンション**の建設(中央区、江東区、板橋区等)
- ・**人口流入**等予想を超えての就学前児童数の増加
(目黒区、世田谷区、江東区等)

子育て安心プランの対応

「1、2歳児」の受け皿整備を強力に推進。

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保

(遅くとも3年間で待機児童解消)

(1、2歳児の受け皿整備量)
年間4.2万人(加速化プラン) 年間**5.1万人**(子育て安心プラン)
(促進策)

- ・幼稚園における2歳児の受入れ拡大
- ・小規模保育の普及
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及
- ・企業主導型保育の推進

「M字カーブ」解消のため、女性の就業率80%に対応できる受け皿整備

・H34年度末までの5年間で約32万人



- 1 土地の確保、既存施設の活用の推進

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園の活用や学校の空き教室の活用

- 2 きめ細やかなサービスの展開

- ・保育コンシェルジュの全国的な普及促進
- ・市町村ごと、更に市区町村内における「保育提供区域」ごとの待機児童の解消状況の公表

6つの支援パッケージ

1 保育の受け皿の拡大

- 新 都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- 新 大規模マンションでの保育園の設置促進
- 新 固定資産税減免の普及
- 新 幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- 新 企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- 新 国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
- 新 家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- 新 市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- 新 保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- 新 広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進
- 新 「地域連携コーディネーター」の活用促進 など

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

- 新 処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- 新 保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- 新 保育士の子どもの預かり支援の推進
- 新 保育士の業務負担軽減のための支援
- 新 市区町村における保育人材確保対策への支援
- 新 保育士の就職に向けた働きかけ
- 新 保育人材確保の取組の「見える化」
- 新 福祉系国家資格有資格者への保育士養成課程・試験科目の一部免除
- 新 保育士の退職手当共済制度の継続の検討 など

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

- 新 「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- 新 待機児童数調査の適正化
- 新 妊娠中からの保育園等への入園申込みの明確化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

- 新 認可外保育施設の認可保育園等への移行促進
- 新 保育士配置基準の維持及び向上
- 新 新たな保育所保育指針の施行
- 新 認可外保育施設における事故報告の義務化
- 新 認可外保育施設についての情報の公表
- 新 保育園等の事故防止の取組強化
- 新 認可外保育施設等の届出に係るICT化の推進
- 新 災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- 新 保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

- 新 保育園に入れない場合の育児休業期間の延長
- 新 男性による育児の促進
- 新 ニーズを踏まえた両立支援制度の確立

1 保育の受け皿拡大

【赤字】が対応スケジュール、青字が関係省庁(特段記載が無い場合は厚労省(内閣府)の施策)

新 都市部における高騰した保育園の賃借料への補助【29年度予算】

賃借料の高騰により、公定価格における賃借料加算と大きく乖離している地域における保育園等の設置支援として、保育対策総合支援事業費補助金により、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との差額の一部を支援する。

大規模マンションでの保育園の設置促進【29年度中に実施】国交

- ・ 容積率緩和の特例措置を活用したマンション建設時の保育施設併設のモデル事例を地方自治体に周知する。
- ・ さらに、容積率緩和の特例措置を活用して建設される大規模マンションにおいて保育施設の適切な確保が図られるよう地方自治体に要請する。

固定資産税減免の普及【29年度税制改正】

(1) 保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

保育園等の用地確保に困難を抱える自治体において、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能である旨を通知等により周知し、保育園等のための土地の確保に取り組む自治体を支援する。

新 (2) 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を自治体に対して普及する。

幼稚園における2歳児の受入れ（「幼稚園接続保育」等）や預かり保育の推進

幼稚園における2歳児以降の待機児童の受入れを更に推進するため、以下の措置を講じる。

- 新**（1）一時預かり事業（幼稚園型）を活用した2歳児の受入れ推進【30年度予算要求中】文科（内閣府・厚労）
一時預かり事業（幼稚園型）により2歳児を定期的に預かる仕組みを創設するとともに、そのための改修支援等を行う。
- 新**（2）認定こども園への移行促進及び小規模保育事業等の実施促進【29年度6月通知発出済】文科（内閣府・厚労）
幼稚園から認定こども園に移行する際に、2～5歳児を対象とすることや、幼稚園が2歳児のみの小規模保育事業等を実施することが可能であること、また、認定こども園・小規模保育事業等においては、地域のニーズに応じて、開所日数・開所時間の弾力化ができることを明確化し、幼稚園から認定こども園への移行及び小規模保育事業等の実施促進を図る。また、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業についても、これらの趣旨を反映し、2歳児受入れの促進を図る。
- （3）預かり保育の長時間化・通年化の推進【30年度予算要求中】文科（内閣府・厚労）
幼稚園における3～5歳児に対する預かり保育について、長時間及び長期休業期間中の預かりをより一層推進するための方策を検討する。
- （ ）上記のような取組を通じて待機児童の受入れを積極的に行う幼稚園については、幼稚園設置基準の面積要件や定員超過等について柔軟な取扱いを認めることを検討する。【29年度6月通知発出済】文科（内閣府・厚労）

企業主導型保育事業の地域枠拡充など【30年度予算要求中】内閣府

拡

(1) 施設運営の安定に向けた従業員枠・地域枠の弾力的運用

- ・施設運営の安定を一層図ることができるよう、保育ニーズが特に多い地域について、従業員枠に空きが出た場合、設置者の判断により、当該従業員枠の空き枠を活用して地域枠50%の上限を超えた地域枠対象者の受け入れを可能とする。【29年度中対応予定】

(2) 企業同士や保育事業者等とのマッチング支援

- ・複数企業による共同設置・共同利用や保育事業者への委託等に関する調整が円滑なものとなるよう、都道府県の商工労働部局を含めた関係部局が市区町村等と連携して行う、企業に対する相談窓口の設置やマッチングなどの積極的な支援を待機児童が多い地域を中心に推進する。【検討中】
- ・上記の取組に加え、マッチング等を促進するためのウェブサイトを企業主導型保育事業ポータルサイト上に整備する。【検討中】

(3) 好事例の周知など広報の強化

- ・企業主導型保育施設の誘致に積極的な自治体に対して、企業と自治体との連携に係る先進的な事例を周知すること等により、その取組を促進する。【29年度中対応（一部対応済）】
- ・グループ企業や複数の中小企業による共同設置・共同利用や、土日、夜間、早朝など多様な就労形態に対応した実施が可能であるなど柔軟な仕組みであることの周知を促進するため、待機児童が多い地域を中心に、多様な媒体を活用して好事例を周知する。【29年度中対応（一部対応済）】
- ・鉄道、商業施設、大学等、業種ごとの特性に応じた事業の展開が一層図られるよう、業界団体を通じ、業界誌を活用するなどして業種別の好事例を周知する。【29年度中対応（一部対応済）】

なお、上記の取組に加え、保育の質の向上のための定期監査や抜き打ち監査を実施するとともに、保育事故に対する補償のための災害共済給付制度への加入の促進などを行う。

国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用

(1) 国有地の活用【継続実施中】財務

- ・未利用国有地の優先的売却や定期借地制度を用いた国有地の貸付けの継続的取組に加え、都市公園敷地として無償貸付中の国有地の活用等を図る。

新

(2) 都市公園の活用

- ・都市公園における保育所等の設置を可能とする国家戦略特区の特例措置について、都市公園法の改正により一般措置化する。【29年度都市公園法改正・施行済】国交
- ・国土交通省及び厚生労働省から各自治体に対し両省連名で、自治体の公園部局と保育部局とで連携しつつ、適切な制度活用を図るよう周知する。【平成29年6月通知発出済】国交

(3) 郵便局の活用【平成28年度から実施】総務

- ・郵便局の空きスペースについて、自治体に情報提供するとともに、日本郵便と自治体とのマッチングを支援する。
- ・日本郵便が保有する遊休施設（宿舎等）について、総務省などを通じ、自治体に情報提供を行う。

(4) 学校等の余裕教室等の活用【平成29年度中対応】文科

- ・文部科学省から各自治体教育委員会に対し、自治体の保育部局への余裕教室等に関する情報提供や連携・協力について依頼する。
- ・厚生労働省から各自治体の保育部局に対し、学校施設所管部局への余裕教室等の活用に向け、積極的に働きかけを行うよう通知する。
- ・保育事業者に学校等の余裕教室等が積極的に活用されるよう、その活用モデルや活用の好事例を提示する。

新

(5) 民間企業の遊休施設等の活用【平成29年度中対応】経産

- ・企業が保有する遊休施設等の保育園等への活用に向け、民間の土地保有者やコーディネーターのリストを作成し、自治体や保育事業者等に対して周知するとともに、常に情報が更新され、自立的にマッチングが図られる仕組みを官民で検討する。

(6) 賃貸方式も活用した保育の受け皿の整備の支援【30年度予算要求中】

- ・都市部に適した賃貸方式も含め、待機児童の解消のために保育の受け皿を整備を推進する地方自治体を引き続き支援する。

家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保

新

1) 家庭的保育の地域コンソーシアムの普及など【30年度予算要求中】

市町村単位で、複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアムを形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行うことができる体制の普及を図り、待機児童の多い地域において、家庭的保育事業の普及を図る。

新

2) 病児保育事業の安定的な運営の推進【30年度予算要求中】

感染症の流行時期など季節変動がある病児保育事業の安定的な運営の観点から補助の仕組みを見直す。

新

3) 医療的ケア児の保育支援の推進【29年度予算】

医療的ケア児が保育園の利用を希望する際に受け入れることができる保育園の体制について検討を行う。

新

4) 国家戦略特区における小規模保育事業の対象年齢拡大【平成29年度国家戦略特別区域法改正・施行】

待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模保育事業における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0～5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみ保育等を行うことを可能とする。その際、年齢や個々の発達過程等に応じた適切な支援ができるようにすること等に配慮する。

新**市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表【29年度中実施】**

市区町村ごとの待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、待機児童数）について公表し、見える化による更なる取組の促進を図る。

新**保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表【29年度中実施】**

市区町村における保育提供区域ごとの待機児童対策の取組状況について公表し、見える化による更なる取組の促進を図る。

自治体における待機児童解消の取組の推進を目的とした対策会議の開催【29年度中実施】

国・市区町村が一体となって待機児童解消に向けた積極的な取組を促進するため、好事例の横展開など、各地方自治体における待機児童解消に向けた取組等に関する対策会議を開催する。

拡**広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進【30年度予算要求中】**

自宅から遠距離にある保育園等の利用を可能にするための送迎の実施支援として実施している「広域的保育園等利用事業」について、子ども送迎センターを経由せず、直接複数の利用者の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所のみを経由し、利用する保育園等へ送迎ができるよう、事業内容を拡充する。

拡**「地域連携コーディネーター」の活用促進【29年度予算】**

保育対策総合支援事業費補助金の「民有地マッチング事業」を活用し、保育園等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育園等の設置、運営の円滑化を推進するため、「地域連携コーディネーター」の自治体への配置や民間企業への委託等を支援する。

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築【29年度予算】

新 1) 保育士等の処遇改善

これまで行ってきた処遇改善（約8%：月額約2.6万円）に加え、保育園等に勤務するすべての職員を対象とした2%（月額6千円程度）の処遇改善を新たに実施する。

キャリアアップの仕組みを構築し、

- ・ 経験年数が概ね7年以上で、技能・経験を積んだ職員（副主任保育士・専門リーダー）に対して、月額4万円（園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね1/3を対象）
- ・ 経験年数が概ね3年以上で、技能・経験を積んだ職員（職務分野別リーダー）に対して、月額5千円の追加的な処遇改善を実施する。

新 2) 保育士等のキャリアアップの仕組みの構築

保育士等のキャリアアップの仕組みに対応した処遇改善に当たり、保育現場に必要な専門性や研修事例等を踏まえつつ、保育士のキャリアパスを見据えて、リーダー的な役割を求められる職員に対する研修の体系化を図る。

【研修分野・時間数】

- ・ 保育現場において専門的な対応が求められる6分野、ミドルリーダーの役割としての1分野、実習経験の少ない保育士や潜在保育士向けの1分野の合計8分野の研修を実施。
（研修科目） 乳児保育、 幼児教育、 障害児保育、 食育・アレルギー対応、 保健衛生・安全対策、
保護者支援・子育て支援、 マネジメント、 保育実践
- ・ 研修の時間数は、1分野につき15時間以上

【実施主体】

- ・ 原則都道府県だが、都道府県が適当と認める団体に委託する方法のほか、保育団体や保育士養成施設、市区町村が実施する研修を都道府県が指定することも可能。

保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用を拡充する。
（保育士等1人当たり年間2日 年間3日）

保育士等が、体系化したキャリアアップのための研修を円滑に受講できるよう、都道府県に対し、研修開催のための費用や、保育士等のキャリアアップのための研修参加に伴い、必要となる代替職員の雇上費用を支援する。

拡

保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充【30年度予算要求中】

保育補助者が保育士になることを推進するための雇上げ支援及び保育補助者雇上げ費の貸付事業に係る要件緩和を行う。

保育士の子どもの預かり支援の推進

(1) 保育士の子どもの保育園等への優先入園についての市区町村への働きかけ【近日中に通知発出予定】

保育園等に勤務していない潜在保育士の保育園等の復帰促進を図るため、保育士の子どもについて、市区町村における保育園等への優先入園の実施について、市区町村間の圏域を超えた調整も含め、積極的に働きかけを行う。

(2) 未就学児を持つ保育士に対する貸付による支援の積極的活用【27年度補正予算、28年度補正予算】

未就学児を持つ潜在保育士の職場復帰支援等のため、「未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付」や「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付」を都道府県等において積極的に実施していただくよう働きかけを行う。

保育士の業務負担軽減のための支援（ICT化等）

(1) 未就学児のいる保育士の就業継続支援を図るため、未就学児のいる保育士の割合が多い保育園等において、短時間勤務の保育補助者を追加配置（1名 2名）できるよう保育補助者雇上支援を拡充する。【28年度補正予算】

新

(2) 保育士の負担軽減のため、給付事務に係る実態把握とICT化に向けたシステムの標準仕様や自治体手続きの標準化を含む改善策検討のための調査研究を行う。【29年度中実施】内閣府、総務、経産

新

(3) 保育現場における保育士の業務負担の軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、登降園管理、勤務シフト作成等の業務のICT化を行うために必要な購入費用等の補助を行う。【30年度予算要求中】

新

市区町村における保育人材確保対策への支援【29年度予算】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育園見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用を支援する。

拡

保育士の就職に向けた働きかけ【28年度補正予算、29年度予算】

(1) 保育士・保育園支援センターの体制拡充

都道府県等に設置する保育士・保育園支援センターについて、保育士等のマッチング支援を積極的に行っているセンターは、そのマッチング支援体制の拡充を支援する。

(2) 保育士宿舎借り上げ支援事業の拡充

保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援する「保育士宿舎借り上げ支援事業」について、支援の対象となる保育士の要件を拡大（採用から5年間 10年間）する。

(3) 倍増した就職準備金貸付の積極的な活用促進

潜在保育士の再就職を促進するため、都道府県等に対し、潜在保育士の再就職支援のための就職準備金（20万円。保育士の有効求人倍率が高い地域等は40万円）の積極的な活用を働きかけるとともに、潜在保育士や保育事業者に対し広く周知等を図る。

新

保育人材確保の取組の「見える化」【29年度中実施】

都道府県や市区町村が取り組んでいる保育人材確保の取組状況について、自治体ごとに公表する。

新

福祉系国家資格有資格者への保育士養成課程・試験科目の一部免除【30年度から実施予定】

福祉系国家資格有資格者への保育士養成課程・試験科目の一部免除などの運用改善を検討する。

新

保育士の退職手当共済制度の継続の検討【30年度予算要求中】

社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、待機児童解消に向け、更なる保育の受け皿及び人材の確保が求められていることも踏まえ、保育園に対する公的助成の継続について検討する。

保育士の労働環境確保のための取組【平成29年9月通知発出済】

労働環境確保のためのチェック項目に係る監査を徹底するとともに、労働基準監督署との連携について改めて自治体に周知する。

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

拡

「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大【29年度予算】

保育の利用申込みをした保護者の意向や状況について、市区町村において「保育コンシェルジュ」による積極的かつ丁寧な把握、利用可能な保育園等の情報の提供等、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行う。また、夜間・休日や出張相談（アウトリーチ）などによる支援体制の拡大を図る。

新

待機児童数調査の適正化【平成28年度実施済】

「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」の取りまとめを踏まえた調査要領を各自治体に示し、適正化された新たな調査要領のもとで調査を実施する。

新

妊娠中からの保育園等への入園申込みの明確化【平成29年6月通知改正済】

妊娠中にいわゆる「保活」を始める方が一定数存在することや就労形態が多様化していることを踏まえ、保育園等への入園申込みに関する通知を改正し、妊娠中からの受付開始が可能である旨を明確化する。

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

認可外保育施設の認可保育園等への移行促進【29年度予算】

拡 1) 地方単独保育施設の利用料支援

地方単独保育施設については、認可化移行運営費支援事業における加算を拡充し、利用者負担額（保育料）を児童1人当たり2万円減額する（従前は5千円減額）。

新 2) 認可外保育施設の認可化移行のための支援のパッケージ化

認可外保育施設の認可保育園等の認可化移行に当たっての課題に対応した、各種認可化移行支援のための支援メニューについて、「認可化移行支援強化事業」としてパッケージ化し、更なる認可化移行支援を図る。

保育士配置基準の維持及び向上【30年度予算要求中】

保育の質を維持するため、引き続き国が定める保育士配置基準を遵守するとともに、「質の向上」メニューの3歳児の職員配置を改善（20：1 15：1）を引き続き推進する。

新 新たな保育所保育指針の施行【30年度から施行予定】

保育園における保育の理念や保育内容・運営に関わる事項等を体系的に示した「保育所保育指針」について、「子ども・子育て支援新制度」の施行、0～2歳児を中心とした保育園利用児童数の増加、子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、改定を実施し、平成30年度から施行予定。

新 認可外保育施設における事故報告の義務化【29年度秋改正省令公布・施行予定】

認可保育園等の認可の施設・事業については、運営基準（内閣府令）により市町村への事故報告が義務付けられていることから、認可外保育施設についても同様に、省令による義務化を図る。

新

認可外保育施設についての情報の公表【29年度秋改正省令公布・30年4月施行予定】

認可外保育施設における保育事故等への備えを促すとともに、保護者への適切な情報提供を確保するため、現在、届出事項となっている提携医療機関や、加入している民間保険など、各施設での掲示事項に追加する。

新

保育園等の事故防止の取組強化【29年度予算】

保育園や認可外保育施設等での死亡事故等の重大事故を防止するため、各自治体において、重大事故の防止を内容とした研修を実施するとともに、睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面での指導を行う巡回支援指導員の配置を行う。

新

認可外保育施設等の届出に係るICT化の推進【29年度予算】

認可外保育施設・事業における自治体への届出・報告等についてICT化を推進することにより、手続きの利便性の向上を図り、適切な届出・報告を推進する。

新

災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大 内閣府、文科

【平成29年度独立行政法人日本スポーツ振興センター法改正・施行済】

独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度の対象として、企業主導型保育施設及び一定の基準を満たす認可外保育施設を追加する。

5 持続可能な保育制度の確立

保育実施に必要な安定財源の確保【引き続き検討】内閣府

保育の実施に必要な安定財源について検討する。

6 保育と連携した「働き方改革」

拡

保育園に入れない場合の育児休業期間の延長【29年度育児介護休業法改正・10月施行予定】

保育園に入れない場合に、最長1歳6か月まで延長できる育児休業期間を、最長2歳まで延長する。これにより、生まれ月によっては現行の1歳6か月までの延長では次の年度末に届かないため、保育園に入れず離職せざるを得ない労働者をなくす。（29年10月施行）

男性による育児の促進【継続実施中】

育児休業取得に対するハラスメント及びその防止措置の義務付けを周知徹底するとともに、事業主が育児休業の対象となる労働者を把握した時に、個別に取得を勧奨することを促し、育休取得を希望しているのに会社の雰囲気等を理由に取得できない労働者（特に男性）をなくす。また、イクメンプロジェクトの実施や積極的に育児支援に取り組む企業への助成を引き続き行い、男性育休取得を含む男性による育児を促進していく。

新

ニーズを踏まえた両立支援制度の確立【検討中】

上記に加え、育児休業の取得時期・期間や取得しづらい職場の雰囲気の改善など、ニーズを踏まえた育児休業制度の在り方について、総合的な見直しの検討に着手。検討に際しては、子育て中の働く方がやむを得ず離職することのないよう、離職理由等の調査を踏まえて行う。

子ども・子育て支援に必要な財源の確保について

社会保障と税の一体改革等により、子ども・子育て支援に必要な財源は**1兆円超**とされている。

(参考1) 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)(抄)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

(参考2) 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄)

施策の具体的内容 1. 重点課題 (1) 子育て支援施策を一層充実させる。

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」(待機児童の解消や身近な子育て支援サービスの提供)及び「質の向上」(職員の配置や処遇の改善等)を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。そのために必要な1兆円超程度の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切に対応する。

0.7兆円(消費税財源)

「**量的拡充**」「**質の向上**」分

(主なメニュー)

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業などの

量的拡充

3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)

職員給与の改善(+3%)

研修機会の充実

放課後児童クラブの充実

社会的養護の量的拡充

等

0.3兆円超(左記以外の財源)

「**質の向上**」分

(主なメニュー)

職員給与の改善(+2%)

1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)

4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)

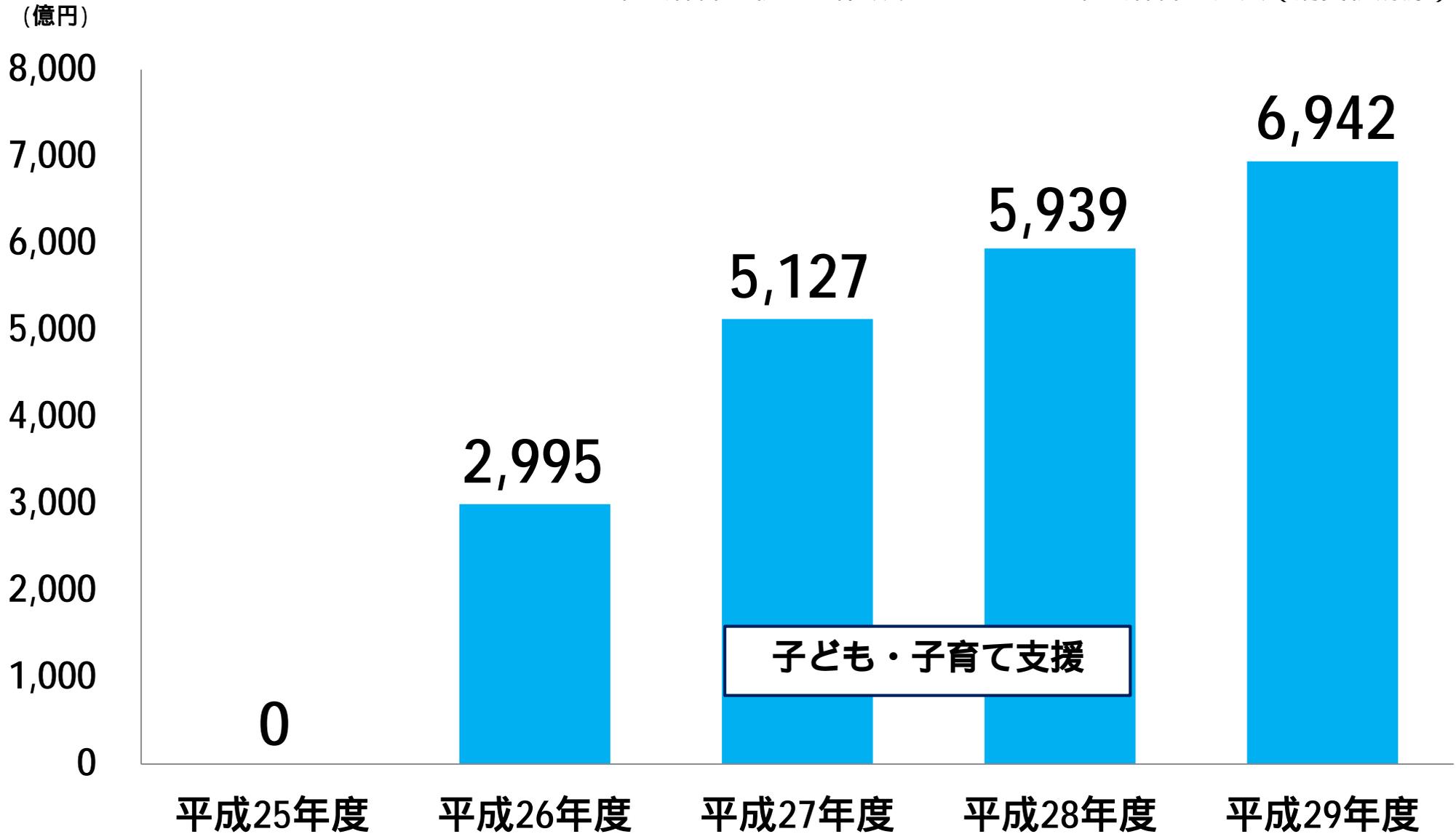
施設長、栄養士、その他職員の配置

延長保育の充実

等

「社会保障の充実()」における子ども・子育て支援の予算額の推移

「社会保障と税の一体改革」における「社会保障の充実(消費税財源)」



上記子ども・子育て支援の予算額には、子ども・子育て支援新制度の実施、社会的養護の充実分が含まれている。
金額は公費(国及び地方の合計額)。